

令和5年 第9回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和5年6月26日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第20号	宇都宮市通学区域審議会委員の解職及び委嘱について	1	×
議案第21号	宇都宮市社会教育委員の委嘱について	2	×
議案第22号	宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について	3	×
議案第23号	宇都宮市指定文化財の指定について	4	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第32号	令和5年6月議会一般質問の概要について	5	○
報告第33号	教育行政相談の内容と対応について	6	×
報告第34号	令和4年度就学援助の支給状況等について	7	○
報告第35号	令和4年度児童虐待通告受付等の状況について	8	○
報告第36号	宇都宮市立図書館におけるLRT開業記念事業について	9	×
報告第37号	学校等事件・事故について	10	×

議案第 23 号

宇都宮市指定文化財の指定について

宇都宮市指定文化財の指定について、次のとおり決定する。

令和 5 年 6 月 26 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき、下記を宇都宮市指定文化財に指定する。

記

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
木造釈迦如来及両脇侍坐像	3 軀	宇都宮市徳次郎町 1863	宇都宮市徳次郎町 1863 宗教法人 伝法寺

(指定の理由)

本像は、徳次郎町の西部にある曹洞宗護鷹山伝法寺が所有するものであり、本尊とは別に本堂奥の位牌堂内に安置されている。

中尊は、おだやかな衣文表現、肩の張った角ばった体つき、猫背の姿勢などに 14 世紀前半の院派仏師の特徴を見いだすことができる。

院派仏師とは、平安後期から鎌倉、室町時代にかけて続いた仏師の系統である。自らの名に院の字を付する者が多いので、後世この流派を院派とよんでいる。

両脇侍においても、正面中央をくぼませる天冠台の装飾、天冠台に髪束を絡める表現、脚部の曲線の強い衣文表現など、14 世紀後半の院派仏師の特徴が顕著に認められる。

昭和 52 年の大規模な修理により当初の彫刻の様子や構造が不明となり、仏師の特定も困難ではあるが、市内に数少ない院派仏師による 14 世紀の釈迦三尊像の作例として貴重である。

このことから、宇都宮市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財（有形文化財・彫刻）に指定するものである。

宇都宮市文化財保護審議委員会の答申

- ・ 審議委員会の答申（令和 5 年 6 月 7 日）
別紙のとおり



答 申 書

令和5年 6月 7日

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄 様

宇都宮市文化財保護審議委員会
委員長 大嶽 浩良



宇都宮市指定文化財の指定について

令和4年7月19日付「宇都宮市指定文化財の指定について」にて諮問のあった案件については、令和5年6月7日開催の文化財保護審議委員会にて調査審議した結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 下記の物件を、宇都宮市文化財保護条例第4条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財に指定することを適当とする。

(1) 名称又は員数又は種別

名称	員数	種別
木造釈迦如来及両脇侍坐像	三軀	有形文化財（彫刻）

- (2) 所在地 宇都宮市徳次郎町1863

(3) 管理者の氏名および所在地

氏名 宗教法人 伝法寺 代表役員 石井康方

所在地 宇都宮市徳次郎町1863



様式第2号

宇都宮市文化財調書

名称及び員数	木造釈迦如来及両脇侍坐像 (員数三軀)			
文化財の種類	彫刻			
所在地	宇都宮市徳次郎町1863			
所有者又は管理者	氏名	宗教法人 伝法寺 代表役員 石井康方		
	住所	宇都宮市徳次郎町1863		
年代又は時代	中尊：14世紀前半 鎌倉時代			
	両脇侍：14世紀半ば頃 南北朝時代			
法量又は寸法		中尊	左脇侍文殊菩薩	右脇侍普賢菩薩
	総高	223.0	160.5	161.5
	像高	87.4	47.8	47.5
	髮際高	81.0	42.1	42.1
	最大幅(膝張)	72.2	40.5	40.6
	最大奥	67.1	34.5	37.5
	頭頂-顎	27.4	16.2	17.0
	面長	20.0	11.5	11.0
	面幅	18.3	9.7	9.4
	面奥	23.5	13.2	13.2
	耳張(上)	22.7	12.3	11.9
	耳張(下)	18.9	10.9	10.8
	胸奥(右)	28.0	12.9	13.8
	胸奥(左)	27.1	13.8	12.8
	胸奥(正中)	27.2	13.5	13.5
	腹奥(衣含)	32.5	18.0	18.1
	膝奥	55.2	28.0	26.5
	裳先奥	63.8	33.5	34.2
肩幅	46.0	23.9	25.4	
脇幅	30.5	16.2	15.6	

	肘張	57.0	31.5	31.4
	膝高 (左)	15.2	8.1	8.3
	膝高 (右)	15.0	8.0	8.3
規模及び構造				
作者名		不詳		
画賛・奥書・銘文		なし		
現況				
<p>形状 中尊 釈迦如来坐像</p> <p>頭髪は毛筋彫りを施し「髻」(亡失)を結う。策ね目は判然としない。天冠台は紐一条・連珠・紐一条・花卉形であらわす。白毫相をあらわす。耳垂部環状。鬢髪一束が耳をわたる。裙、覆肩衣を着け、衲衣は左肩から右肩に少し懸け、腹前をとおり左肩に懸けて折り返す。</p> <p>右手を上を法界定印を結ぶ。右足を外にして結跏趺坐する。</p> <p>左脇侍 文殊菩薩坐像</p> <p>頭髪は束ね目入り毛筋彫り、髻(亡失)を結う。天冠台は無文帯をはさんで上下紐一条の意匠であらわし、こめかみ上方部の髪束二束を巻き付ける。白毫相をあらわす。耳垂部環状。鬢髪一束が耳をわたる。裙、覆肩衣、衲衣は左肩から右肩に少し懸かり腹前を通って左肩にかけ折り返す。左手は膝上で経巻をとり、右手を挙げ剣をとり、右足を外にして結跏趺坐する。</p> <p>右脇侍 普賢菩薩坐像</p> <p>頭髪は束ね目入り毛筋彫り、髻(亡失)を結う。天冠台の意匠は紐一条・連珠・紐一条・列弁文帯で、両脇に半切菊花文をあらわし、こめかみ上方部の髪束二束を巻き付ける。白毫相をあらわし、耳垂部環状。鬢髪一束が耳をわたる。裙の上に衲衣を通肩にまとい覆肩衣をあらわさない。襟まわりの折り返しを広くあらわし、左右対称に肩にかかるようにあらわす。左手を挙げ、右手は膝上において、如意をとり、右足を外にして結跏趺坐する。</p>				
品質構造				
<p>中尊</p> <p>木造。寄木造りか。漆箔。玉眼嵌入。白毫の材質は不明。</p> <p>構造の詳細不明。内削りを施す。頭部は割り首か挿首かは不明であるが、首から胸にかけてへこみによる段差があり、ここで矧ぐか。また両耳前で矧ぐか。</p> <p>肉身部・衣部は漆箔、頭髪部は群青彩。</p> <p>厚さ1cmの材で像底部をふさぐ。</p>				
<p>左脇侍</p> <p>木造。寄木造りか。漆箔。玉眼嵌入か。白毫の材質は不明。</p> <p>構造の詳細不明。内削りを施す。頭部は割り首か挿首かは不明。</p>				

肉身部・衣部は漆箔、頭髮部は群青彩。
厚さ1cmの材で像底部をふさぐ。

右脇侍

左脇侍と同じ。

保存状態

中尊 髻、宝冠亡失。両手首先後補。表面漆箔後補。

左脇侍・右脇侍も中尊に同じ。持物後補。

昭和52年の修理により、像底部に底板を張られる。またこの時より文殊と普賢が入れ替わって安置された可能性がある。2022年12月10日の調査で元の安置位置に復旧した。

所見	(指定の有無の理由等)
	<p>本像は、『華嚴経』の教主である菩薩形の毘盧遮那如来に、文殊・普賢の両脇侍を左右に配する。中尊は釈迦如来と同一視されることから、この三尊を一般に釈迦三尊像と呼ぶ。</p> <p>昭和52年に修理を受け、全身を漆箔で覆われるとともに、像底部に板が張られ、銘文や像内を確認できないが、左肩の衲衣にC字状の襷をあらわす衣文表現、肩の張った角ばった体軀、猫背の姿勢などに院派仏師の特徴を見いだすことができる。</p> <p>ただし、中尊と両脇侍はあきらかに作風が相違する。</p> <p>中尊に比べると、両脇侍は正面から両耳にかけての地髪部の毛束を大きく盛り上げ、こめかみを深くし頭部や面部を長方形にあらわす。鼻梁を太くはっきりと、後頭部と耳輪上方を直線的にあらわす。正面中央をくぼませる天冠台の意匠、天冠台に髪束を絡める表現、脚部の曲線の強い衣文表現など、14世紀後半の院派仏師の特徴が顕著に認められる。像底部は、中尊はほぼ円形だが、脇侍は逆三角形で、中尊と両脇侍では形状があきらかに異なる。</p> <p>このことが作者の違い、制作時期の違いによるのか、判断し難いが、中尊の頬に丸みのある面貌や耳輪の形、おだやかな衣文表現などは、延慶3年(1310)院保作の山形・慈恩寺薬師如来坐像、元亨2年(1322)院興作の神奈川・覚園寺阿闍如来坐像など14世紀前半の作例に通じるようにも思われる。</p> <p>三尊の着衣表現をみると、中尊と左脇侍文殊菩薩像は覆肩衣の上に衲衣をまとおうが、右脇侍普賢菩薩像は衲衣を通肩にまとい、覆肩衣をあらわさない。三尊にこの二種の着衣構成を組み合わせる表現は、まさに院派仏師の特徴である。</p> <p>鎌倉時代中期以降、覆肩衣を着ける像では、その上にまとう衲衣が右肩を少し覆い、最後の端を大きく折り返して左肩に懸ける形式が一般的になるが、院派仏師の作例では、左肩に懸ける折り返しの正面の衣縁に曲線でC字状の襷をつくる点に特徴がある。</p> <p>院派の釈迦三尊像の作例は多く、静岡・方広寺像(観応3年(1352)茨城・清音寺旧蔵)は院吉・院広・院遵の作、千葉・円照寺像(観応元年頃)も院広とのかかわりがうかがわれる。両寺の開基はともに復庵宗己であるという(田中恵「十四世紀院派仏師の造仏と林下禅」『MUSEUM』469 1990)。14世紀後半の</p>

院の字をもつ仏師として、上記の他、福岡・崇福寺像の院什、院の字を冠しない院派仏師に、延文2年(1357)岐阜・安国寺像の定範、東京・東海寺像の覚湛など、定や覚の字を冠する仏師名も知られる。

禅宗寺院における院派仏師の起用に関しては、正和4年(1315)鎌倉・建長寺正統院の院惠作高峰顕日(1241-1316)像が早い例であるが、本寺開山大同妙哲はこの高峰顕日に大田原・雲巖寺で法を受けた人である。伝法寺の北西の山中妙哲禅師の墓附墓碑(県指定文化財)の銘文によると、

開山和尚舍利塔 禅師諱妙哲号大同 円照第四世 受業於本州雲巖寺得法於高峰日禅師 世寿六十二僧臘四十七 貞和五年十一月十二日示寂 後三年觀応辛卯秋七月己未門人建塔于本山

とあり、円照すなわち南宋の無準師範から無学祖元、高峰顕日と数えて4世の弟子にあたること、雲巖寺で法を受け、貞和5年(1349)に67歳で示寂し、観応2年(1351)に門人が墓塔を建てたことを記す。

大同妙哲は、那須塩原・妙雲寺、宇都宮・同慶寺、福島・陽泉寺の開山でもある。同じく高峰顕日弟子の真空妙応が開山となった宇都宮・興禅寺には、院吉・院広・院遵作の釈迦如来坐像(文和元年(1352))が、宇都宮・宝蔵寺には、もと宇都宮氏七代景綱創建の東勝寺から移された院広作の普賢菩薩坐像(文和3年(1354))が残る。

禅宗寺院、特に高峰顕日の法派と院派仏師との関係からも本寺に院派仏師の作品が残るのは不思議ではない。両脇侍の造像時期は、貞和5年(1349)または観応2年(1351)に近いころと考えて大過ないとみられる。中尊についてはこれよりさかのぼる14世紀前半の可能性はあるが、その理由については残念ながら今明らかにすることはできない。

本寺開基の伝承に後醍醐天皇とする説があるが北朝年号を使用している点からも後世の仮託であろう。また宇都宮国綱(1568-1608)家臣城主新田徳次郎という説もあるが不詳である。

昭和52年の修理により当初の尊容や構造が不明となり仏師の比定も困難ではあるが、院派仏師による14世紀の釈迦三尊像の作例として貴重である。

調査年月日	令和4年12月10日
調査担当者氏名	大澤慶子  本田諭 

位置





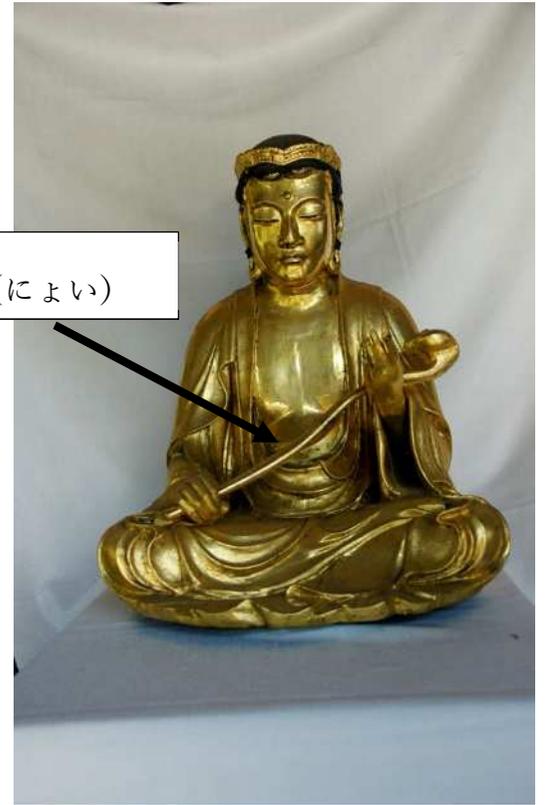
劍 (けん)

経巻 (きょうかん)

左脇侍 文殊菩薩坐像



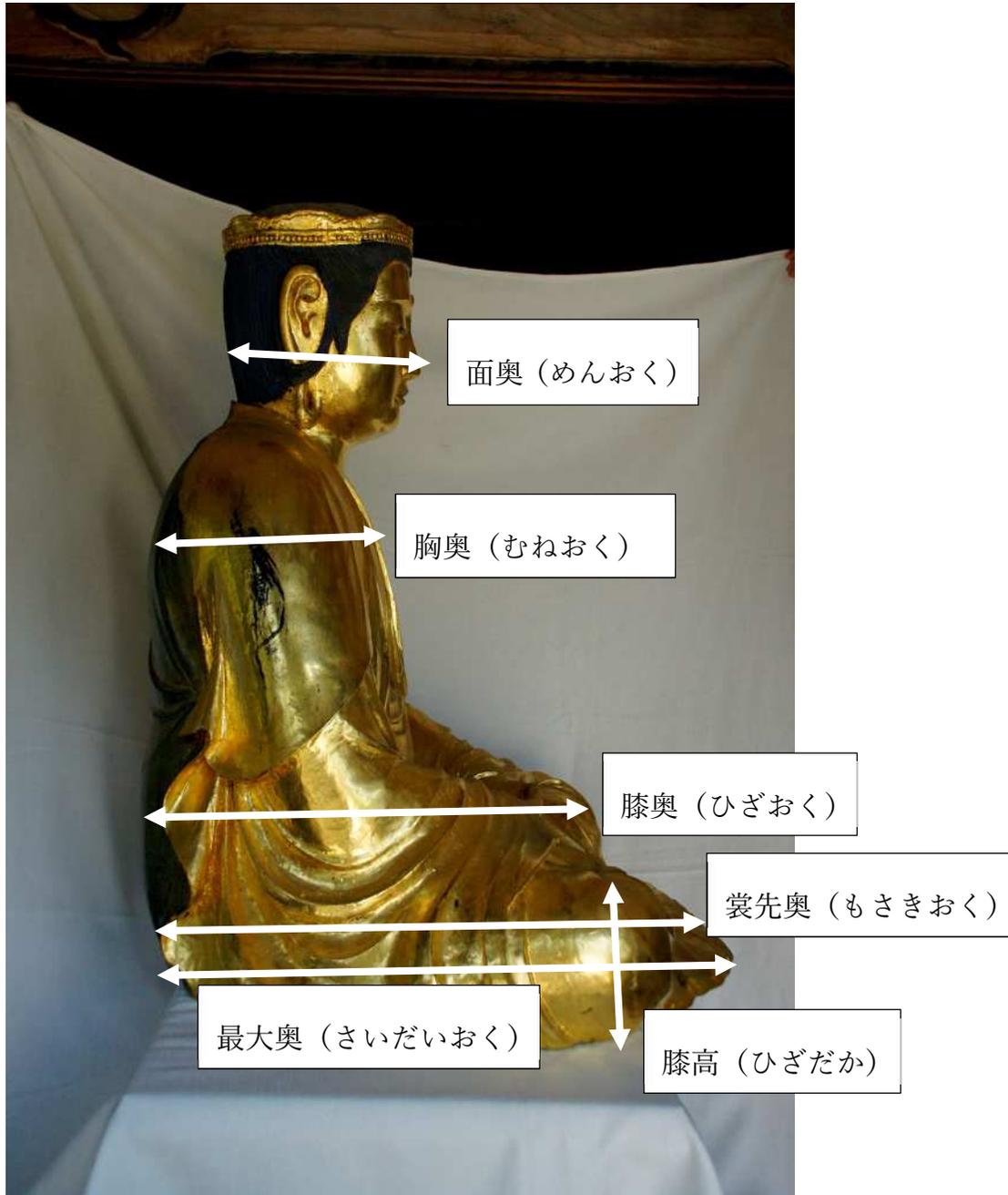
中尊 釈迦如来坐像

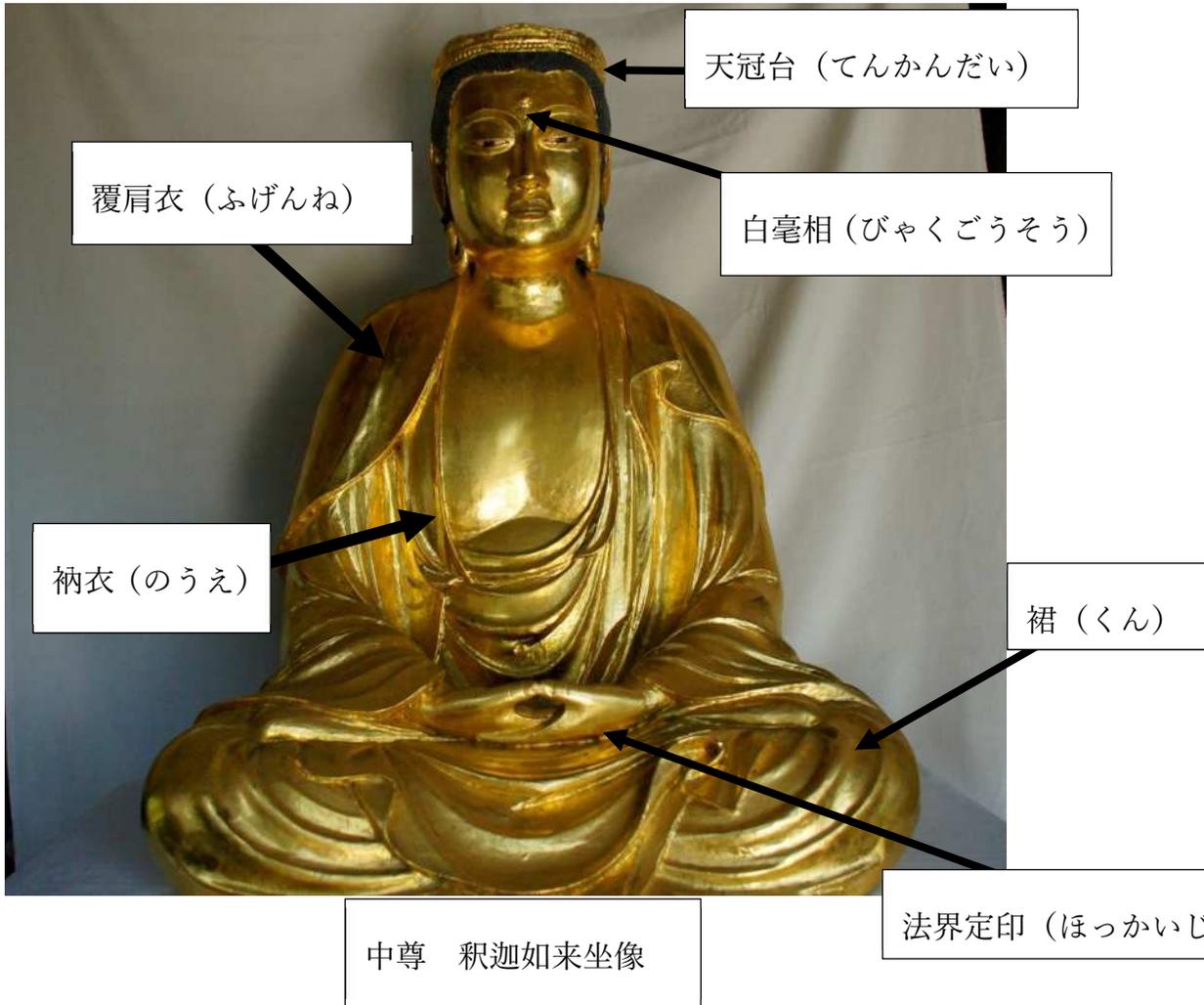


如意 (にょい)

右脇侍 普賢菩薩坐像







市内所在指定文化財等件数 **令和5年6月26日現在**

区 分	種 別	国指定	国登録	県指定	市指定	市認定	計
有形文化財	建 造 物	2	17	2	11	12	44
	美術工芸品(絵画)			[5]40	116		156
	美術工芸品(彫刻)	2		[2]9	32→33		43→44
	美術工芸品(工芸品)	(1)2		46	28		76
	美術工芸品(書跡)	(1)1		3	5		9
	美術工芸品(典籍)				1		1
	美術工芸品(古文書)				2		2
	美術工芸品(考古資料)	(2)[1]4		6	19		29
	美術工芸品(歴史資料)				27		27
無形文化財	芸 能				10		10
民俗文化財	有 形	1		2	19		22
	無 形			1	2		3
記 念 物	史 跡(特別史跡含む)	4		7	21		32
	名 勝	1	1				2
	天然記念物			7	29		36
合 計		17	18	123	322→323	12	492→493

※ 国登録有形文化財の「宇都宮市水道資料館(旧管理事務所)」は日光市所在のため除外

※ 大谷磨崖仏は、国指定重要文化財、国指定特別史跡の二重指定。

※ 野口雨情旧居は、国登録有形文化財、市認定建造物の二重指定。

※ ()は、うち認定文化財の件数

※ []は、うち所有者が市外の場合

報告第32号

令和5年6月議会一般質問の概要について

令和5年6月議会一般質問の概要について、次のように報告する。

令和5年6月26日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

課名	件数	項目
教育企画課	2	<ul style="list-style-type: none"> ○LRT開業に向けた取組に関すること ・平石中央小学校のLRT通学について ○小中学校の適正配置・適正規模について
学校管理課	2	<ul style="list-style-type: none"> ○教育行政について ・小中学校の校舎・体育館トイレの洋式化について ○市で管理する学校樹木について
学校教育課	14	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育について ・教職員人事異動について ○児童生徒のキャッシュレス決済について ○小中学校教職員の働き方について ○投票率の向上について ・若年層の投票率の向上について ○学校教育の充実について ・英語教育の充実について ○憲法第26条に基づく学校教育について ・義務教育に係る保護者負担について ○選挙投票率向上に向けた取組について ・主権者教育の取組について ○難病・特定疾患患者の学校や企業への理解に向けた啓発活動について ○投票率向上へ向けての対策について ・市民に選挙への関心を持ってもらうための取組について ○教育行政について ・小学校の英語教育について ・教員の成り手不足対策について ・アフターコロナの教育活動について ・小学校における服装について ・学校におけるオンライン授業の選択について

学校健康課	4	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育について <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のプールについて ○がん教育に関する予防医療セミナーの推進について ○学校教育の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の通学路安全対策の強化について ○憲法第26条に基づく学校教育について <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の無償化について
生涯学習課	3	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育について ○難病・特定疾患患者の子どもやその家族への対応について ○女性活躍推進について <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境につながる地域活動の負担軽減について
文化課	5	<ul style="list-style-type: none"> ○文化の振興とシビックプライドの醸成について <ul style="list-style-type: none"> ・地域文化への支援について ○宇都宮市文化ゾーンの駐車場について ○文化芸術を活用したにぎわいあるまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市民芸術祭のさらなる発展について ・ジャズのまち宇都宮について ○宇都宮市文化会館の備品について
スポーツ振興課	5	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ行政について <ul style="list-style-type: none"> ・北西部地域体育施設へのクライミング施設の設置について ○市立スポーツ施設のシニア利用料金について ○市長の政治姿勢について <ul style="list-style-type: none"> ・陽南プール跡地の利活用について ○高齢者のスポーツ活動に対する支援について ○女性活躍のための有効な施設整備について
教育センター	5	<ul style="list-style-type: none"> ○教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル適応支援教室「U@りんくす」について ○困難を有する子ども・若者やその家族への支援について <ul style="list-style-type: none"> ・ホースセラピーについて ・民間団体との協力体制の構築について ○不登校児童生徒の親と行政をつなぐ相談所の設置について ○教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校対策について
合計	40	

令和5年6月議会一般質問の概要

() 内は共管課

議 員	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担 当 課
<p>6月15日 熊本 和夫 議員</p>	<p>8 スポーツ行政について (3) 北西部地域体育施設へのクライミング施設の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 北西部地域体育施設の建設を期に、世界のトップを目指すスポーツクライミングを頑張る子どもたちのためにも、当該体育施設へのクライミング施設の設置を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 北西部地域体育施設の整備については、地域の方々との意見交換や地域のスポーツニーズなどを踏まえながら施設の機能や規模をまとめた「北西部地域体育施設整備基本計画」を令和4年3月に策定した。 「クライミング施設の設置」については、基本計画を策定するなかで、屋外施設に導入する機能のひとつとしてスポーツクライミングをはじめとしたアーバンスポーツに係る整備について比較検討を行った結果、北西部地域の特色を生かすことができるBMXレース用コースを位置付けた。 そのため、本格的なクライミング専用施設を新たに整備することは、難しいものと考えているが、今後、北西部地域体育施設の具体的な配置や規模を決定していく中で、基本計画に基づき整備する施設を有効活用するなど、日常的にスポーツクライミングを楽しむことができる施設設置の可能性について利用者ニーズや安全性の確保、運用方法などを勘案しながら検討していく。 (教育次長) 	<p>ス ポ ー ツ 振 興 課</p>
<p>6月15日 郷間 康久 議員</p>	<p>2 LRT開業に向けた取組に関すること (4) 平石中央小学校のLRT通学について</p> <ul style="list-style-type: none"> 来年度当初に予定されている学区外児童のLRT通学については、いつ頃から何校を対象に募集し、どのような手順と 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年9月の教育委員会において、令和6年4月からの制度開始を決定しており、小規模校を除くLRT沿線の12校を対象校とし、対象者 	<p>教 育 企 画 課</p>

	<p>スケジュールで希望通学者を確定するの か伺う。</p>	<p>については、対象校の学区内に住み、L R Tを 利用して平石中央小学校に片道概ね1時間以 内で通学することができる児童とし、学校施設 の規模や在校生の人数等を踏まえて、各学年数 名程度を上限に、本年10月から令和6年1月 まで募集を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「手順とスケジュール」については、本年8 月から順次、広報紙やホームページへの募集案 内の掲載、就学時健康診断におけるチラシの配 布、L R T沿線の学校や保育所等を通した周 知、平石中央小学校の土曜授業にあわせた入学 相談会の開催などに取り組むこととしており、 今後、学校等と連携しながら、様々な機会を捉 えた周知活動に取り組み、令和6年1月に、入 学者を確定させていく。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月15日 菅野 大造 議員</p>	<p>7 教育行政について (1) デジタル適応支援教室「U@りんくす」 について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「U@りんくす」について、これまでの のメタバースでの活動の様子、参加者の 声など、その取組状況と今後の展開につ いて伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由により、別室登校や適応支援教室 の利用などにつながっていなかった児童生徒 が教育から取り残されてしまうことがないよ う、本年4月に適応支援教室「U@りんくす」 を開設し、現在の申込数は、小学生8名、中 学生13名、合計21名となっている。 児童生徒は、1人1台端末を活用して、個々 の状況に応じて参加しており、参加した児童生 徒からは、「新しい友達と話ができて嬉しい。」 「U@りんくすの先生に直接会ってみたい。」 などの声が聞こえている。 今後は、外部人材を積極的に活用して、多様 な活動プログラムを展開しながら、不登校児童 生徒の将来の「社会的自立」を目指し、取組の 	<p>教 育 セ ン タ ー</p>

		更なる充実に努めていく。 (教育長)	
6月15日 菅野 大造 議員	7 教育行政について (2) 小中学校の校舎・体育館トイレの洋式化について <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の校舎・体育館トイレの洋式化について、現在、どのような目標を掲げているのか、また、その目標のもと、今年度はどの程度整備が進む見込みであるのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、小中学校におけるトイレの洋式化を積極的に推進してきたところであり、令和4年度末における学校トイレ全体としての洋式化率は、目標値の57パーセントを大きく上回る67.4パーセントを達成した。 現在の目標については、「第2次 宇都宮市学校教育推進計画後期計画」において、校舎と体育館のトイレの洋式化率を「令和9年度末に100パーセント」とする新たな目標を掲げたところである。 目標達成に向けた今年度の整備については、校舎トイレ14校、体育館トイレ11校の改修に取り組む予定であり、校舎と体育館の洋式化率は、今年度末に78パーセントに達する見込みである。 今後とも、小中学校の校舎・体育館トイレの洋式化に計画的に取り組み、児童生徒が学習や活動に集中できる快適な教育環境の確保に努めていく。 (教育次長)	学 校 管 理 課
6月15日 岡本 源二郎 議員	4 文化の振興とシビックプライドの醸成について (1) 地域文化への支援について <ul style="list-style-type: none"> 地域文化の振興を通じたシビックプライドの醸成を図るため、歴史文化資源の保存費用について市からの補助金などの拡充が必要と考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に受け継がれている歴史文化資源を守り伝えることは、郷土を愛する心を育むとともに、人々の絆を深めることに寄与し、シビックプライドの醸成に繋がる。本市では、指定文化財の所有者や保存団体に対し、保存活動 	文 化 課

		<p>や修理などにかかった費用に対して補助金を交付し支援しており，令和2年度からは「みや遺産」制度を運用し，指定文化財以外の歴史文化資源にも支援の対象を広げてきた。歴史文化資源を後世に守り伝えられるように補助金の拡充も含め更なる効果的な支援の在り方について検討していく。</p> <p>(教育次長)</p>	
<p>6月15日 岡本 源二郎 議員</p>	<p>5 学校教育について (1) 教職員人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員として適性のある人材を確保するために，現場を指導・監督する立場から県に対して「採用方法について」積極的に提言すべきと考えるが見解を伺う。 ・ 採用後の人事異動は，どのような方針に基づいて行われているのか伺う。 ・ 採用後の教員育成方法について本市の方針を伺う。 ・ 指導の甲斐なく，教育者としての適性を欠くと思われる教員の処遇について教育長の見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも定期的に県との意見交換を行ってきたところであり，高い指導力と人間性豊かな教職員の採用に向けて引き続き，県と協議していく。 ・ 任命権者である県の方針に基づき，適材を適所に配置し，組織の充実や教職員の勤務意欲の高揚及び資質向上を図っており，本市としても，「異動は最大の研修」という考えのもと，教職員それぞれが指導力を伸ばし，それを十分発揮できる異動となるよう努めていく。 ・ 国の考えを踏まえた新たな教職員の学びの実現に向けて，教職員自らが，初任者，中堅，20年目などのキャリア段階に基づいて市教育センターで行う研修と学校で行う実践をくり返すことを通して実践的指導力と幅広い知見を兼ね備えた教職員を育成していくことを方針としている。 ・ 指導力向上のため，県教育委員会と連携し，まずは校内での指導・研修を十分に実施し，必要に応じて現場を離れ，県教育センターなど適切な機関での指導・研修を実施していく。 <p>(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課 (教育センター)</p>

<p>6月15日 岡本 源二郎 議員</p>	<p>5 学校教育について (2) 小中学校のプールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市としても、市営や民間のスポーツセンターを活用するなど、様々な手法が考えられるが、これまでどおり全小中学校にプールを設置することが妥当なのか、集約化や拠点化、室内プールの設置などを考えていくのか、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校にプールを設置しているが、今後の施設の老朽化を見据え、学校プールの修繕・修理による継続利用のほか、近隣校での共同利用や、公営・民間プールなど、他の施設の活用も含め、検討を始めたところである。 民間プールの活用については、今年度から2年間、民間プールを活用した水泳授業の運営のほか、施設の利用や移動に係る費用などを検証するため、試行的に、西原小学校において、委託事業を実施するところである。 現在、学校プールについては、継続して使用できる状態にあるが、今後、民間プール活用の検証結果などを踏まえながら、本市として適切な学校プールの在り方について検討していく。 (教育長) 	<p>学 校 健 康 課</p>
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>3 児童生徒のキャッシュレス決済について</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人でも、カード破産問題がある中、保護者と児童生徒にキャッシュレス決済について正しい認識をもってもらうことが重要かと考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年年齢の引き下げにより、児童生徒が18歳を迎えるまでに契約の重要性について理解させるとともに、デジタル化が加速する社会の中にあっても、消費者を巡るトラブルの加害者にも被害者にもなることなく、豊かな生活を築き、よりよい社会を実現するために必要な知識や実践力を身に付けることができるよう、学校、行政機関、家庭の連携による消費者教育を推進し、自立した消費者を育成していくことが重要であると認識している。 キャッシュレス決済を含む支払方法については、小学校5・6年生から始まる家庭科において使用される教科書のほか、市消費生活センターと小学校の教職員が協力して作成している家庭科副読本にも掲載しており、児童は、これ 	<p>学 校 教 育 課 (生活安心課)</p>

		<p>らを活用しながら,多様な購入方法や支払い方法などについて調べ,買い物の仕組みや計画的な金銭の使い方について学習している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また,中学校においては,技術・家庭科の家庭分野や社会科の公民的分野において,インターネットの普及やキャッシュレス化の進展により拡大したカード破産問題などの背景や対応のほか,市消費生活センターなどによる消費者支援の仕組みについて学習するなど,トラブルを回避するための知識や合理的な判断力,適切な情報収集力などを段階的に身に付けられるよう,指導している。 • さらに,市消費生活センターでは,消費生活に関する親学出前講座を実施するなど,保護者に向けた学びの機会を提供している。 • 今後とも,学校,行政機関,家庭が連携を図りながら,消費者教育を着実に推進し,生涯にわたって学び,考え,行動できる自立した消費者の育成に努めていく。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>4 小中学校教職員の働き方について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本市の小中学校の残業時間で,45時間を超えて80時間以下と80時間を超えて100時間以下と100時間以上の教職員の割合を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 令和4年度の時間外在校等時間,いわゆる時間外勤務の月45時間を超えて80時間以下の割合は,小学校32.0%,中学校33.3%,月80時間を超えて100時間以下の割合は,小学校3.1%,中学校9.9%,月100時間を超えた割合は,小学校0.8%,中学校9.0%であり,過労死ラインとされる月80時間を超えた割合は,令和元年度と比べ小学校が5.5%から3.9%,中学校が25.2%から18.9%に減少したものの,さらに教職員の時間外在校等時間を削減することは,重要な課題であると認識している。 	<p>学 校 教 育 課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務効率化について今までの取組と、さらなる具体的な取組について伺う。 ・ 文部科学省の調査から中学校の残業の割合が高くなっているが、どのように改善していくか伺う。 ・ 文部科学大臣の「国・学校・教育委員会が連携して、教師が教師でなければ出来ないことに全力投球できるようにする」との発言について、教育長の考えを伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務効率化の取組について、これまで学校行事や日課表の工夫・検討や、電話の自動音声応答による連絡対応体制の運用など、時間外在校等時間の削減を図ってきたが、今後は、すでに導入している学校連絡デジタルツール、校務支援システムなどの機能の強化により、教職員の事務負担軽減や業務の効率化をより一層推進していく。 ・ 中学校の残業時間の改善について、大きな要因の1つである部活動において、「宇都宮市部活動方針」に則り、引き続き適切な休養日や活動時間の徹底を図るとともに、今後は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく。 ・ 教師が教師でなければ出来ないことに全力投球できるようにすることは、児童生徒の学校生活の充実や、教職員の心身の健康につながるとともに、教員志願者が減っている現在、教職の魅力向上に資するものであると考えているため、今後は、本市が定めた「働き方改革アクションプラン」の見直しを図りながら、働き方改革を推進する取組の一層の充実に努めていく。 (教育長) 	
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>5 小中学校の適正配置・適正規模について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口問題を考える上で、地域の中の小中学校の存在は重要であり、統廃合により地域が崩壊する可能性が高くなると考えるが、小・中学校の適正配置・適正規模について、今後、どのような考えで取り組んでいくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施計画」を策定し、地域とのつながりなどに配慮しながら、「小規模特認校制度」等により、学校の適正配置・適正規模化に努めている。 ・ 将来的に、少子化の影響により、児童生徒の学習環境の維持に支障をきたす場合においても、教育環境の改善・向上はもとより、コミュニティ維持などの地域課題をも勘案しながら、 	<p>教 育 企 画 課</p>

		<p>学校の存続について検討する必要があるものと考えているが、現段階では、小・中学校の配置の見直し等を行うことは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、少子化対策を始めとする人口減少対策の効果を見極めるとともに、人口集積の状況などを注視しながら、計画に基づく学校の適正規模化を推進し、誰もが質の高い教育を受けられるよう努めていく。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>7 投票率の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層の投票率の向上について 今も公共などの授業で実際の政治を取り扱うにはさまざまな制約がある状況の中、若年層（児童生徒）の投票率向上には、比較的オープンに話ができるような、環境づくりが大切かと思うが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校において、生徒会役員選挙や生徒総会などを実施し、選挙への関心や自治への意識高揚を図るとともに、生徒の代表と地域の方々による「地域未来会議」を開催し、主体的に社会参画する態度を育てている。 <p>今後も、学校や地域学校園を単位とした自主的、実践的な教育活動などを通して、主権者としての自覚を育む教育に取り組んでいく。</p> <p>(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課 (選挙管理委員会事務局)</p>
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>8 市立スポーツ施設のシニア利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今を創っていただいたシニアの皆様が、見える・聞こえる・歩ける・食べられる幸せを、守り抜く人生を歩むために、更なる利用促進策として、スポーツ施設のシニア料金の設定について、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市のスポーツ施設においては、生涯スポーツ社会の実現に向け、誰もが利用しやすい料金設定にするとともに、快適にスポーツを楽しめるよう、トイレの洋式化や空調設置などの改修工事を進めており、多くの市民に利用されている。 <p>スポーツ施設におけるシニア料金の設定については、更なる施設の利用促進が期待される一方、受益者負担の原則があることや、公平性を確保する必要があることなどから、導入することは考えていないが、高齢者に対す</p>	<p>ス ポー ツ 振 興 課</p>

		<p>るスポーツ活動の支援として、「健康ポイント事業」においてスポーツ施設の回数券等をポイントの交換対象とするほか、高齢者が手軽に楽しめるニュースポーツの普及促進などに取り組んでいる。</p> <p>(教育次長)</p>	
<p>6月16日 長谷川 武士 議員</p>	<p>9 宇都宮市文化ゾーンの駐車場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場問題を解消する、立体駐車場設置についての見解を伺う。 ・ 目的外駐車防止のため、南図書館や栃木県総合スポーツゾーンと同じく、一定時間以上は有料とすることが望ましいと思うが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化ゾーンの駐車場対策としては、平成12年に約100台分の南駐車場の増設、文化会館ホームページ等による公共交通機関の利用案内、大型催事開催時のバス事業者による路線バス臨時便の運行などにより対応してきた。 ・ 本市文化会館は大型バスで来館できる駐車場が確保されていることで大変好評を得ており、その大型バスの駐車スペースを保持しながら、十分な駐車能力を有する自走式立体駐車場を建築することは難しいと考えている。 ・ 図書館や文化会館は、広く市民の社会教育活動を促進・支援する施設であり、駐車場はその利用者の利便性確保のために整備していることから、迷惑駐車や常態化など利用を阻害する要因がない限り有料化は馴染まないと考えている。 <p>今後は、新たにSNS等を活用した駐車場の混雑予想の発信を検討するほか、大型催事開催時の路線バス臨時便の増便をバス事業者へ要請するなど、更なる公共交通機関の利用を促すとともに、長時間の目的外駐車などが行われないう駐車場の適正利用に向けた巡回などを行い、市民の皆様が来館しやすい環境の整備を図っていく。</p>	<p>文 化 課</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型バスは西側駐車場に駐車することとし、北側駐車場に立体駐車場を建築することは検討したか。 	<ul style="list-style-type: none"> その点も検討したが、文化会館は「第一種住居地域」内に位置しており、建築基準法上の一定の制限を受けるため、十分な駐車能力を有する立体駐車場の建築は難しい。 (教育次長) 	
<p>6月16日 大久保 順也 議員</p>	<p>1 市長の政治姿勢について (1) 陽南プール跡地の利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽南小学校側にある駐車場を学校の駐車場として使用することについて、現在の検討状況を伺う。 夜間に陽南プール側の空きスペースに駐車している車を見かけるため、学校関係者専用駐車場など、利用を制限する看板の設置も有効と考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域の行事、スポーツ少年団の活動などにおいて、申請に基づき、駐車場の使用を認めており、プール廃止後においても、同様に対応している。 こうした利用実態等を踏まえ、陽南小学校側の駐車場については、今後のプール跡地の利活用方策を見据えながら、学校駐車場として利用する場合の管理のための塀の設置や管理方法などについて検討している。 廃止後の施設においては、無断駐車が発生などが想定されることから、プール跡地の利活用が決定するまでの間、看板設置も含め、申請のない駐車に対する注意喚起策や防犯対策について検討していく。 (建設部長) 	<p>河 川 課 (スポーツ振興課) (公園管理課) (政策審議室)</p>
<p>6月16日 大久保 順也 議員</p>	<p>4 市で管理する学校樹木について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校だけでは管理が難しい樹木は、いつでも相談や依頼ができる体制をとることが有効と考えており、また、学校が依頼した樹木の対応状況を確認できるようにしておくことも学校側の安心につながると考えるが見解を伺う。 強風・地震などの自然災害が発生した場 	<ul style="list-style-type: none"> 専門事業者による剪定や伐採などが必要となる樹木については、年度当初の学校からの依頼に基づく対応のほか、学校における日常的な巡視や学校業務機動班職員による安全点検の報告に基づき、危険性等を考慮し、追加で対応を行っているとともに、適宜、学校が相談や依頼を行える体制をとっており、それらの対応状況については、学校と教育委員会事務局において、随時、情報共有しているところである。 一定規模以上の自然災害が発生した際には、 	<p>学 校 管 理 課</p>

	<p>合は、即日中に被害状況を把握することも児童生徒等の安心・安全につながると考えるが見解を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の児童生徒等の安心・安全のためには、剪定や伐採に必要な予算の拡充が必要と考えるが見解を伺う。 	<p>災害収束後、朝一番に学校へ被害状況を照会することとしており、枝の落下や倒木などの報告を受けた場合は、即日、現場確認を行い、注意を喚起する看板類の設置や立入禁止の応急措置を施した上で、速やかに伐採などの対応を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校樹木の管理においては、これまで、一定の予算を確保し、適切な管理に努めてきたところであるが、大雨や台風が増加傾向にあることや、強風による樹木の枝折れ事故が発生している事案などを踏まえ、現在、樹木管理の強化に向けた検討を進めているところであり、これらの検討結果をもとに必要な予算を確保していく。 <p>(教育次長)</p>	
6月16日 秋成 大 議員	<p>3 がん教育に関する予防医療セミナーの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒や市民へのがん教育に関する予防医療セミナー等について、どのようなセミナーが実施され、今後どのように取り組まれていくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒へのがん教育については、市教育委員会作成の「がん教育指導資料」を活用し、授業を行うとともに、市医師会と連携し、医師等の外部講師による講話を行うなど、がん教育の推進を図っている。 今後、児童生徒ががんについての理解を深め、健康と生命の大切さについて主体的に考えることができるよう、学校におけるがん教育の充実を図る。 <p>(市長)</p>	健康増進課 (学校健康課)
6月16日 秋成 大 議員	<p>7 学校教育の充実について (1) 小中学校の通学路安全対策の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、通学路合同点検を実施しているが、どのような基準で点検箇所を決めているのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検箇所の選定については、学校から報告のあった危険箇所について、「通学路の交通安全確保に関する連絡会議」にて、歩道と車道が分 	学校健康課

	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校から挙げられた課題に対し、通学路を変更した場合、課題の解決を図り、従来のルートに戻す取組みがされているのか伺う。 	<p>離されていない道路や、交通量が多く、ガードレールが設置されていない道路など、早急な対応を必要とし、現地において、直接検討が必要な箇所を選定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路の変更については、道路の状況や工事などにより安全が確保できていない場合において、合同点検などを通して変更しているところであり、状況が改善された際には、従来の通学路に戻すなど、道路状況や安全性を考慮しながら、対応している。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月16日 秋成 大 議員</p>	<p>7 学校教育の充実について (2) 英語教育の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> 生きた英語をもっと体験してもらえよう、遠足や社会科見学等の学校行事の中に、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) といった施設を活用する取組を採用すべきと考えるが見解を伺う。 TGGのように、小・中学生が英語を今以上に意欲をもって学習するようになるための取組が必要となると考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、児童生徒が日常的に英語を使う機会を増やすためにALTを授業はもとより、休み時間や給食時にも活用することに加え、夏休み期間中にはイングリッシュキャンプを開催しており、ウォークラリーなどの体験活動を通して自然に英語でのやり取りが生まれ、英語でのコミュニケーションに対する自信や成長につながり、参加者や保護者の満足度も高いことから、令和5年度は開催日を更に増やして実施することとした。 各学校が実施目的や児童生徒の実態を踏まえ、遠足などの行き先を決定しており、教育委員会としては、体験学習において授業で身に付けた英語を実際に活用することにより、児童生徒の英語学習への意欲向上が期待できることから、様々な場面において英会話を体験できる施設などについても、教職員に情報提供していく。 日々の授業における問題場面を設定した英語でのやり取りに加え、本市で進めているA 	<p>学 校 教 育 課</p>

		<p>LTの活用やイングリッシュキャンプ、オンライン英会話などの取組を継続するとともに、学習意欲を高める新たな手法について検討し、英語を用いた実践的なコミュニケーション能力の向上を図り、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めていく。</p> <p>(教育長)</p>	
<p>6月16日 小室 かな子 議員</p>	<p>1 憲法第26条に基づく学校教育について (1) 学校給食費の無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法に照らし、給食費無償化に向けてどのように進めていくのか、見解を伺う。また、県や国にどのように働きかけるのか、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食費については、食材に係る費用のみを保護者にご負担いただき、生活困窮者に対しては公的制度的利用により、給食費を全額市が負担している。 令和4年度は、「学校給食等支援事業」を実施し、物価高騰の中にあっても給食の栄養バランスや量を確保するとともに保護者の負担軽減を図ったところであり、令和5年度についても、同事業の実施を予定しており、本定例会において補正予算案を提案したところである。 国・県への働きかけについては、中核市教育長会等の検討状況に基づいて、対応していく。 <p>(教育長)</p>	<p>学 校 健 康 課</p>
<p>6月16日 小室 かな子 議員</p>	<p>1 憲法第26条に基づく学校教育について (2) 義務教育に係る保護者負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の入学時には、体育着や制服、カバンなど、学校生活や授業のために必要なものを保護者が購入しているが、本市において義務教育期間にかかる保護者負担の費用を軽減するための取組を伺う。また、今後の更なる負担軽減が必要と考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、保護者負担の費用を軽減するため、学用品や教材の費用、交通費を市が負担する取組として、1人1台端末の貸与や体験学習におけるバス代などの負担、「宇都宮学」の副読本や「宮っ子ダイアリー」の配付などを行っている。 また、就学援助制度において、経済的理由で就学が困難な家庭に対し、学用品や通学用品、入学準備にかかる費用などを定額で支給する 	<p>学 校 教 育 課 (学 校 管 理 課)</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の「学校徴収金事務の手引き」に、原則として教育課程の実施やその他学校運営を行うために必要な経費は公費負担とある中、すべて公費負担としなかった理由を伺う。 	<p>ほか、校外活動費や修学旅行費については費用を全額支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各学校における有益適切な教材の精選や算数セットのリユースなど、これまでの取組を着実に推進し、保護者の経済的な負担軽減に努めていく。 憲法第26条の解釈は授業料の無償であり、それ以外は保護者負担としてよいとされており、本市においては、学校経営全体に係るものは公費、個人に還元されるものは私費と整理した。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月16日 小室 かな子 議員</p>	<p>2 学童保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性と栄養バランスを考慮した質の高いおやつを提供が必要と考えるが、子どもの家におけるおやつを提供内容の把握状況について伺う。 おやつ代金についての透明性はどのように図っているのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市子どもの家では国の指針で示された「子どもにとって栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」方針に沿っておやつを提供することとしており、提供内容の決定に当たっては、各指定管理者のノウハウを生かした様々な手法により利用者のニーズを把握しており、食品衛生管理の観点から袋菓子を中心としながらも、児童の食育も考慮したメニューの提供に努めていることを把握している。 子どもの家のおやつは国の方針に基づき提供するものであり、その代金については、市が「月額2千円程度」を目安として示す中、指定管理者ごとの創意工夫によって提供内容を決定し、その実費額を設定・徴収しているところであり、利用者がおやつについて不安等がある場合、アンケートや意見箱などにより市に意見をいただき、必要に応じて市から指定管理者に助言・指導を行うこととしている。 	<p>生涯学習課</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者から日々のおやつ提供内容の報告は出されているのか。 おおよそその地域でおやつ代を月額2千円に設定していると思うが、例えばおやつが包み紙のチョコ1つのような不適切な提供がなされていないか、市は把握できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、利用者の声を踏まえつつ、指定管理者と連携を図りながら、子どもの家における健全育成環境の更なる充実に努めていく。 市はアンケート調査等により提供状況を把握しており、指定管理者からの日々提供内容の報告は受けていない。 偏ったおやつ提供がある場合、保護者からの意見箱による訴えなどにより状況を把握することができる。 <p>(教育次長)</p>	
<p>6月19日 手塚 泉 議員</p>	<p>7 高齢者のスポーツ活動に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸のためにも、高齢者のスポーツ参加が重要であり、高齢者が参加するスポーツ団体への補助金の増額や温かい支援が必要であると考えているが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が参加するスポーツ団体への補助については、宇都宮市スポーツ協会を通じ、市内39地区の体育・スポーツ協会や、グラウンド・ゴルフ協会などの各種競技団体に対し、団体の規模等に応じた助成を行っている。 また、高齢者が身近な場所で様々なスポーツを楽しめる環境を整えることが重要であると考え、地域でスポーツ広場を整備する際の補助や、子どもから高齢者まで、地域の誰もが加入できる総合型地域スポーツクラブに対する補助を行っているほか、地域の体育祭などで活用いただけるよう、グラウンド・ゴルフやペタンクなどのニュースポーツ用品の無料貸し出しを行っている。 今年度は、市民のスポーツ活動に関する現況調査を予定しており、その調査結果や、補助金に関する団体からのご意見などを踏まえ、高齢者を始めとするすべての市民が、スポーツを楽しむことができる環境のさらなる充実に向けた取組について検討していく。 	<p>スポーツ振興課</p>

<p>6月19日 横須賀 咲紀 議員</p>	<p>2 困難を有する子ども・若者やその家族への支援について (1) ホースセラピーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市にも、那須塩原市が設置するホースガーデンと同様の施設を設置することで、不登校やひきこもりの方々のさらなる支援につながると考えるが、見解を伺う。 	<p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、適応支援教室「まちかどの学校」において、開設以来、盲導犬訓練士の資格を持つボランティアが訓練された犬とともに、安全面に配慮しながら、「散歩教室」や「触れ合い教室」を行っている。 犬を抱き、体温等を感じることで、穏やかな表情を見せたり、会話が増えたりするなど、癒し効果や前向きな姿勢が見られている。 ホースガーデンの設置については、成功体験の獲得や運動不足の解消に対して効果はあるものの、維持管理に課題があることから、これまで通り、アニマルセラピーとして実績のある犬との触れ合い活動を生かした支援の充実を図っていく。 <p>(教育長)</p>	<p>教育センター</p>
<p>6月19日 横須賀 咲紀 議員</p>	<p>2 困難を有する子ども・若者やその家族への支援について (2) 民間団体との協力体制の構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒により広く迅速な支援を届けるためには、民間団体が運営するフリースクールに助成するなど、連携が必要不可欠であると考え、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、担当者がフリースクールなどの民間団体を訪問し、不登校児童生徒の活動状況や支援方策等を話し合うとともに、県主催の「学校以外の場における教育機会の確保に関する連絡会」において、情報提供や意見交換、具体的な提案等を行いながら、連携強化を図っている。 不登校児童生徒に対して、家庭の経済状況によらず、多様な学びの場を確保することは重要であり、県が実施している「不登校児童生徒に 	<p>教育センター</p>

		<p>対する経済的支援推進事業」を活用し、活動費や交通費の支援を行っている。今後、フリースクールからも支援が必要な家庭に対して本事業の活用を働きかけるよう依頼していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、民間団体と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じて、迅速な支援を届けられるよう取り組んでいく。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月19日 横須賀 咲紀 議員</p>	<p>4 文化芸術を活用したにぎわいあるまちづくりについて (1) 宇都宮市民芸術祭のさらなる発展について</p> <ul style="list-style-type: none"> 年代を超えた幅広い市民に運営に参画してもらうための周知を運営委員会と共同で行うことが望ましいと考えるが見解を伺う。 各部会で行われている周知の差を埋め、より多くの市民に市民芸術祭を知っていただくための取組みが必要と考えるが見解を伺う。 若年層の参加を促すため、市内の学校や各種施設に対し、宇都宮市が率先して周知を行うことが望ましいと考えるが見 	<ul style="list-style-type: none"> 市民芸術祭は、書道や茶道、軽音楽など29の部会から構成され、直接的な開催に携わる運営委員は、専門知識の必要性などの観点から、それぞれの部会において推薦いただいております。本市としても、各部会の判断を尊重することが市民協働で取り組む芸術祭として重要であると考えているが、市民芸術祭は、広く市民の皆様の日頃の文化・芸術活動の発表の場として開催しているものであることから、幅広い年代の市民の参画につながる環境づくりについては、可能な限り考慮いただけるよう働きかけていく。 周知用のパンフレットは、各部会において、それぞれの開催内容の魅力が伝わるよう、工夫を凝らし作成しており、今後も多くの方々に来場いただけるよう、それぞれの部会における効果的な取り組みについて、情報共有を図っていく。 北関東最大級の参加者数を誇るミヤ・ストリート・ギグは、今年度も幅広い世代の方々が参加したほか、マンガや映像などを学ぶ学生が作 	<p>文 化 課</p>

	<p>解を伺う。</p>	<p>品を出展し、多くの若年層の参加・観覧が見込めるメディア芸術祭を平成30年度から開催している。</p> <p>「若年層の参加が少ない」という部会の意見もあることから、若年層に情報が伝わりやすいSNS等による情報発信の強化や、関連のある部活動等がある高校・大学などへの直接的な周知を図っていく。</p> <p>(教育次長)</p>	
<p>6月19日 横須賀 咲紀 議員</p>	<p>4 文化芸術を活用したにぎわいあるまちづくりについて (2) ジャズのまち宇都宮について</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う人材の育成の取組みによって具体的な成果があったのか、またジャズに興味をもった子どもたちに対し、次なる具体的な活動の場の周知などはされたのか伺う。 楽器の提供を希望する子どもたちに、市が不要となった楽器を回収・メンテナンスをし、ジャズに取り組みたい子どもたちの手元に直接提供する支援が必要と考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の吹奏楽部にジャズの演奏家を指導者として派遣する「学校ジャズ普及事業」や、子どもたちが学校の授業の中で幅広い文化芸術等を体験できるよう、第一線で活躍する芸術家を講師として派遣する「ふれあい文化教室」を開催し、好評を得ている。 取組の成果として、生徒から「初めてジャズに触れ興味がわいた。」などの感想があるほか、こうした取組を契機として、プロのサクソプレイヤーなど何人ものジャズ奏者を本市から輩出している。また、ジャズに興味を持った生徒には、活動の場として「うつのみやジュニアジャズオーケストラ」等の市内ジャズバンドの紹介などを行っている。 本市や学校ジャズ普及事業等を実施しているうつのみやジャズのまち委員会には、「楽器の提供をしてほしい」、「楽器の提供をしたい」といった声は寄せられていないことから、事業の実施については、今後、ニーズを把握したうえで、必要性について検討していく。 今後とも、市民が日々の文化活動の成果を発 	<p>文 化 課</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽器の回収・提供についての声はないとのことだが、「ジャズのまち」は市主導なのだから、市発信で楽器提供をすべきではないか。無償提供が難しいのであれば、安価で提供してはどうか。 	<p>表できる機会の更なる充実や、本市の特色である「ジャズ」を活用した本市の文化・芸術の振興を担う次世代の育成にも努め、「文化のかおるまち」宇都宮を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の物品を個人への譲与することについては、公益性の点などからも課題があるため、有償・無償にかかわらず、ニーズを把握した上で、必要性を検討する。 <p>(教育次長)</p>	
<p>6月19日 横須賀 咲紀 議員</p>	<p>5 選挙投票率向上に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> 主権者教育の取組について 地域未来会議にて主権者教育が行われているが、これらの教育がどの程度政治への関心に結びついていると考えているか伺う。 意見を表明する機会や議論に参加する取組が必要であると考えているが、今後、これらのカリキュラムを導入する考えがあるか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校において学校や地域の未来などについて話し合う「地域未来会議」を実施しており、地域の課題などを解決するために行われる政治への関心に結び付いているものと考えている。 中学校の生徒会役員選挙において、実際の選挙で使用している投票箱や投票台を活用する取組により、選挙への関心を高めるとともに、生徒会が中心となった校則の見直しを進める取組は、自治への意識高揚につながっている。 今後はさらに、総合的な学習の時間などにおいて、持続可能な社会の実現に向けて話し合いなどを行う取組を進めることにより、自ら進んで社会に参画しようとする意識を醸成していく。 <p>(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課</p>
<p>6月19日 佐藤 恭子 議員</p>	<p>3 難病・特定疾患患者の学校や企業への理解に向けた啓発活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> 人との関わり合いの多くなる学校や企業等への難病・特定疾患患者への理解のため、どのような活動をしているのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 難病・特定疾患を抱える方が、治療を継続しながら学業や就業を両立することは、社会参加の促進や生活の質の向上につながることから、 	<p>保 健 予 防 課 (学 校 教 育 課)</p>

		<p>大変重要であると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、小・中学校においては、人権尊重の理念の浸透を図り、個別の疾患等に対する偏見や差別を生まないために、全教職員が理解を深めるとともに、全ての児童生徒が互いの違いを認め合い、よりよい人間関係を築くことができるよう、人権教育を推進している。 また、企業への理解に向けた啓発活動については、国の「ハローワーク」や「産業保健総合支援センター」などにおいて、難病を抱える方の就労支援に関する事業者向けのリーフレットを作成し、体調の変化の特性、通院や業務調整の必要性など、職場での配慮について 事業者理解促進を図っているほか、県では、難病を抱える方を雇用する事業主や人事労務・衛生担当者などを対象に、「治療と仕事の両立支援セミナー」を開催し、難病等を抱える方の雇用に関する具体的な支援方法の説明や個別相談会などを行っている。 <p>本市では、難病を抱える方からの個別相談の中で、職場で苦慮している状況を把握するなど、就労に関する相談があった際には、必要に応じて、ハローワークなどに情報提供し、ハローワークから事業所に指導を求めるなど、適切に対応しており、今後も引き続き、学校や企業における難病・特定疾患を抱える方に対する理解促進に向けて、取り組んでいく。</p> <p>(保健福祉部長)</p>	
<p>6月19日 佐藤 恭子 議員</p>	<p>5 難病・特定疾患患者の子どもやその家族への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの家や放課後等デイサービスなどにおける、難病・特定疾患患者の児童の受入体制に係る本市の取組について伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの家においては、児童福祉法に基づき、難病・特定疾患の有無に関わらず、利用を必要とする全ての児童を受け入れている。 	<p>生涯学習課 (子ども発達センター)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団生活で配慮が必要な児童が、子どもの家の利用を希望する場合には、ヒアリング等を行い、個別支援員や看護師の配置などを行うとともに、支援員間での情報共有や周りの児童への説明により理解を促進し、難病・特定疾患患者の児童が差別や偏見を受けることなく、安全・安心に生活できる環境を整えている。 ・ 放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業所では、児童指導員または保育士等を配置し、難病・特定疾患患者の児童に対しても適正な療育を提供できる体制が整備されている。 ・ 本市では、療育の質の向上も重要であることから、障がい児通所支援事業所に対し、若葉園・かすが園の体験見学会や、医師による研修会などを実施している。 ・ 今後とも、全ての児童が安心して利用できるよう、受入体制の整備や支援の充実に取組む。 (教育次長) 	
<p>6月19日 出井 昌子 議員</p>	<p>2 女性活躍のための有効な施設整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外運動場のトイレ環境について再点検し、適切な基準に基づいた整備を速やかに行うべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 屋板運動場のトイレに関して、他の運動場と比較して適切な整備と認識しているのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外を含めたスポーツ施設のトイレについて、日常時や大会時で利用人数が異なることや、競技により利用の形態が異なることから、国などが定める面積や人数に応じた整備基準はないが、本市では、類似施設の利用状況や施設周辺のトイレの設置状況を総合的に勘案しながら、必要なトイレの整備を行っている。 ・ 屋板運動場においては、令和2年度にクラブハウスを新築し、女子トイレ及び多目的トイレを増設した。 これにより、グラウンドゴルフで使用する広場に近い女子トイレの数は合計15基とな 	<p>スポーツ振興課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 利用人数に見合った必要な数の屋外女子トイレを屋板運動場に至急設置すべきと考えるが、見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> クラブハウスの建築により、トイレの数は増え、土足で利用も可能となったが、グラウンドゴルフの本部からは遠い。 サン・アビリティーズも利用可能というが、土足での利用ができるのか。 グラウンドゴルフ以外にもテニスや弓道の大会が重なるとますますトイレが混雑する。靴を履いたまま利用できるトイレが管理事務所の屋外トイレのみで、利用しにくい。簡易トイレ1つでもよいので、屋外トイレの数を増やしてもらいたい。 	<p>り、その他、少し離れた場所にある3基を合わせ、合計18基を整備しており、他の運動場と比べて屋板運動場のトイレの数は同程度以上あると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会開催時など、トイレの利用が集中する際には、隣接する施設のトイレを分散して利用いただくことにより順番待ちの解消を一定、図ることができると考えている。 こうしたことから、既存の施設を有効に利用いただくことを基本としながら、今後は、隣接する施設でのトイレの利用が可能であることや、クラブハウスのトイレを土足で利用できることを大会主催者を通じて、利用者に対して周知するなど、運用面の改善を図ることなどにより、高齢の女性も含め、幅広い市民が屋板運動場を快適に利用できるよう、取り組んでいく。 利用者の意見を聞きながら、運用での工夫をしていく。 サンアビリティーズのトイレは、土足厳禁である。 屋板運動場のトイレは、十分な基数が整備されていると認識している。 大会主催者を通じて、トイレを分散して利用することやこまめにトイレに行くこと等を利用者に事前に周知するなど、運用の面で対応していく。 <p>(教育次長)</p>	
<p>6月19日 出井 昌子 議員</p>	<p>3 投票率向上へ向けての対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に選挙への関心をもってもらうための取組について 		<p>学 校 教 育 課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 市民に選挙への関心を持ってもらうため、学校としての取組（市民への選挙啓発）と成果、課題について伺う。さらに今後、どのような取組を考えているか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校においては、生徒会役員選挙や生徒総会などを実施するとともに、地域においても、生徒の代表と地域の方々による「地域未来会議」を開催しており、選挙への関心や自治への意識高揚、主体的に社会参画する態度が醸成されているものと考えている。 今後とも、校則の見直しを進める取組により、更なる自治への意識高揚を図ることに加え、総合的な学習の時間などにおいて、持続可能な社会の実現に向け、話し合いなどを行う取組を進めることにより、主体的に社会に参画する態度を育てていく。 (教育長) 	
<p>6月20日 若林 芽育 議員</p>	<p>1 女性活躍の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てしやすい環境につながる地域活動の負担軽減について これからの地域活動において、民間企業による支援やデジタルの導入など、効率化に向けた取組が選択できることで、子育てしやすい環境につながると考えており、女性活躍推進のためにも、各団体の好事例の情報共有や改善したいことが実現できるよう支援することが必要と考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内のPTAや子ども会、自治会の各連合会では、地域活動への気軽な参加を促すため実際の活動の様子について周知するほか、地域活動に係る負担軽減について相談や研修を実施している。 本市では、一部のPTAで資料のデータ化やインターネットアプリを活用した集計などにより事務の効率化を図っている事例がある。 また、一部の自治会ではスマートフォンアプリを活用した回覧板の電子化などに取り組んでいる事例もある。 今後は、市PTA連合会や市子ども会連合会と意見交換を行う中で個別の活動に支障をきたしている要因を把握し、その改善に資する好事例を共有するほか、各自治会に対しては、デジタル化に取り組んだ好事例の周知啓発などに努める。 	<p>生涯学習課 (みんなでまちづくり課)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各団体が効率的に活動することで地域活動の活性化を図ることができるよう各連合会を支援し子育てと地域活動を両立できる環境整備に取り組む。 <p>(教育次長)</p>	
<p>6月20日 若林 芽育 議員</p>	<p>6 宇都宮市文化会館の備品について</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化会館のホールや練習室の経年劣化したピアノの新規購入検討や備品のリニューアルについて、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館は、開館から40年以上が経過したところであるが、施設や設備、備品については、これまでも計画的に改修や更新を行ってきた。改修や更新の基本的な考え方としては、天井の落下防止や非常用設備などの利用者の安全性の視点に加え、音響設備の更新、トイレの洋式化、ピアノの更新などの施設機能の維持向上の視点があり、実際の改修や更新にあたっては、専門家の意見を踏まえ、緊急度に応じ優先順位付けを行い、実施している。 ピアノなどの貸出楽器については、指定管理者と連携して良好な状態の保持に努めており、点検等の際の委託業者の意見や演奏者などの専門家の意見を踏まえながら、更新の必要性を判断している。今後、更新が必要なピアノが判明した際には、適宜、対応していく。 備品の更新については、今年度は利用者の安全性確保の観点から、合唱公演などの際に演奏者があがる^{ひらだい}プラットフォームの更新、舞台運営や貸館機能の維持向上の観点から、舞台演出に重要な役割を果たす照明の更新などを予定している。 今後とも、市民の皆様が安全で快適に文化会館を利用いただけるよう、ピアノや備品について、貸出頻度や利用の状況、専門家の意見なども踏まえながら、更新時期を見極めるとともに、適正な管理に努めていく。 <p>(教育次長)</p>	<p>文 化 課</p>

<p>6月20日 若林 芽育 議員</p>	<p>7 不登校児童生徒の親と行政をつなぐ相談所の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の子どもがいる家族のための、より身近な場所への相談所設置について見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒にとって身近な存在である教職員が、不登校の兆しの早期発見に努め、家庭と連携しながら、適切なサポートにつなげている。 本市では、各相談窓口の周知や、電話やメールによる相談を行うほか、県と連携を図り、SNSを活用した相談事業を実施しており、対面で行う相談事業として「おやがく相談」を実施している。 4月より、誰もが身近に相談できる包括的な相談窓口「エールU」を市内30か所に設置したところだが、児童生徒をよく知る教職員などが慎重に相談を繰り返す必要があることから、今後とも、様々な相談窓口や方法について周知しながら、不登校児童生徒及び保護者に寄り添ったきめ細かな支援を充実させていく。 (教育長) 	<p>教育センター</p>
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (1) いじめ、不登校対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市において、直近のいじめの件数と不登校児童生徒数、その要因、現在の対応について伺う。 コロナ明けのいじめと不登校に対する 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の本市のいじめ件数は、395件、不登校児童生徒数は、1,126人であり、その「要因」は、コロナ禍による行動制限や生活状況の変化などが、児童生徒のストレスにつながったものと考えている。 各学校では、いじめを発見した場合、「いじめ対策委員会」により、組織的な対応、早期解決に努めている。不登校児童生徒に対しては、別室登校支援や家庭訪問、スクールカウンセラーとの面談、一人一台端末を活用した授業配信など、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めている。 学級担任が、常日頃から、児童生徒の様子を 	<p>教育センター (学校教育課)</p>

	<p>予防策と今後の対応策について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、精神科医師などの外部との連携が必要と考えるが、見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の教員や保護者の判断による医療への相談だけでなく、生徒が自ら相談を受けたいと伝えられる環境は整っているか。 	<p>注意深く観察し、一人一人の不安や悩みに寄り添うことで、予防に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、対象児童生徒の客観的な分析を基に、より一層組織的な対応に努め、児童生徒一人一人に寄り添った支援を更に充実させていく。 教育センターでは、医療相談を定期的実施しており、必要と思われる場合には、医療機関につないでいる。 学校だけでは解決が困難で、組織的な対応が必要な事案では、精神科医、臨床心理士、弁護士を学校支援アドバイザーとして委嘱し、専門的な助言を生かした対応を行っている。 今後とも、チーム学校で支援体制の強化を図り、いじめ、不登校対策のより一層の充実に努めていく。 生徒の相談については、まずは担任、次にスクールカウンセラーに相談であり、専門医の相談を受けたほうが良いという判断が出た場合、教育センターにおいて、専門医による相談を受けることができる体制が整っている。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (2) 小学校の英語教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の配置等小学校の英語教育についての現状を伺う。 教員の配置、指導体制の拡充など、外部との連携など大きく取り組んで頂きたいと思うが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、各小学校で本市独自に小学校1年生から外国語活動を位置付け、低学年では毎時間ALTと授業を行うなど、早い段階から英語に慣れ親しむことができるようにしている。 また、指導体制については、中核市トップクラスとなる47人のALTを各校に配置するとともに、教科担任制を推進する中、英語を研究教科とする教員が授業を担当し、専門性の高い教科指導に努めている。こうしたこ 	<p>学 校 教 育 課</p>

		<p>とから、「令和3年度全国学力学習状況調査」において「英語が好き」と回答した本市小学6年生の割合は、国の平均を4ポイント上回っている。</p> <p>今後は、本市に滞在する留学生やALTの家族などの外部人材を活用するとともに、「街の先生」事業により英語が得意な地域人材の活用を拡充するなどしながら、日頃から英語があふれる授業づくりに努め、小学校における英語教育を一層、充実させていく。</p> <p style="text-align: right;">(教育長)</p>	
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (3) 教員の成り手不足対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市における小・中学校の教員の労働時間及び業務内容などの実態について伺う。 ・ 教員の行っている業務の一部委託や外部との連携等、労働条件を改善する方法を導入すべきと考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の時間外在校等時間において、過労死ラインとされる月80時間を超えた割合は、令和元年度と比べ小学校が5.5%から3.9%、中学校が25.2%から18.9%に減少したものの、さらに教職員の時間外在校等時間を削減することは重要な課題であると認識している。 ・ 業務内容については、授業や、それににかかる準備、児童生徒の相談への対応など、本来教員が担うべき業務のほかに、各種データの入力・集計や資料の印刷・配付準備など、必ずしも教員が担う必要のない業務も行っている実態があり、教職員がいきいきと勤務していくために業務内容を精選することは、必要であると考えている。 ・ 本市では、本来教員が担う業務の適正化を図るため、ICT支援員やスクールカウンセラー、特別支援学級担当、学級支援事務担当、医療的ケア支援担当、部活動指導員など、中核市トップクラスとなる専門性を有する支援スタ 	<p>学 校 教 育 課</p>

		<p>ップを配置しており、教育活動の充実及び教職員の業務負担軽減につながっているものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、学校と教育委員会が一体となって、業務改善の取組や人的環境の整備を推進することにより、教職がやりがいのある魅力的な職業としてあらためて認識され優秀な人材が集まるよう、「学校における働き方改革」に着実に取り組んでいく。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (4) アフターコロナの教育活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで制限されていた集団行動での教育活動がコロナ前と比べてどうなっているか伺う。 アフターコロナにおいて新たに取り組む教育活動について見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行や冒険活動教室等の学校行事や、校外学習等での体験活動をコロナ禍前の実施方法に戻すなど、集団で活動する機会を回復させているところである。 児童生徒が、自己実現に向けて主体的に学んでいく力を育むため、職業人から学ぶ授業を一層充実させるとともに、児童生徒のデジタル機器のスキルを生かし、バーチャルによる市有施設等の学習が可能なデジタルコンテンツを活用する授業を実施するなど、新たな学びの機会を創出し、教育活動の更なる充実を図っていく。 <p>(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課</p>
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (5) 小学校における服装について</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校の制服着用、あるいは家庭の貧富の差を見えないようにするといった余地はあるか、また制服に限らず、小学生の服装等について、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、現在のところ小学校での制服を採用しておらず、保護者、市民から小学校の制服導入を望む声は、届いていないところであり、今後、そのような意見が挙がるようであれば、社会の状況等を踏まえながら、小学校における服装の在り方について各学校で検討し 	<p>学 校 教 育 課</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制服の着用だけでなく、自由に選べるものがあるか、制服に近いものがあるか伺う。 	<p>ていく。 今後とも、児童が将来にわたって、服装など互いの違いによって偏見をもつことがないよう、人権教育の推進に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校は私服であるが、体育は体育着等で統一された服装もある。 <p>(教育長)</p>	
<p>6月20日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 教育行政について (6) 学校におけるオンライン授業の選択について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心安全で、児童生徒の教育の機会が新しい時代に合った方法で守られると思うが、入学時点などのオンライン授業が選べるという制度導入についての見解を伺う。 ・ 特に、インフルエンザが流行っている際など、感染予防のためにも、その時の状況でオンライン授業の選択ができることも必要かと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン授業については、様々な事情により、学校で授業を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保を図る上で、有効な授業の方法の一つである。 本市は、児童生徒が、学校で直接学ぶことができる対面による学びを基本としながら、臨時休業などの理由から登校できない場合には、必要に応じてオンライン授業を実施してきた。 「オンライン授業が選べるという制度導入」については、高校や大学などにおいては、一定の効果が期待できるものの、小・中学校の発達の段階においては、現時点での制度導入は、難しいものと考えている。 また、「感染予防のためのオンライン授業の選択」については、本市は、オンライン授業を実施する環境が全ての学校で整備されていることから、同居家族に高齢者がいるなどの事情により、感染が心配される場合においては、コロナ禍と同様、選択肢の一つとして実施している。 今後、対面による授業を基本としながら、 	<p>学 校 教 育 課</p>

		全ての児童生徒の学びの機会を保障して けるよう、努めていく。 (教育長)	
--	--	--	--

報告第34号

令和4年度就学援助の支給状況等について

令和4年度の就学援助の支給状況等について、次のように報告する。

令和5年6月26日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和4年度就学援助の支給状況等について

◎ 趣旨

令和4年度の就学援助の支給状況等について報告するもの

1 認定状況

- ・ 認定者は3,857人、認定率は9.76%で、前年度と比較し認定者は8人の減であるが認定率は横ばい
- ・ 認定者の家庭状況については、ひとり親家庭が多く、全体の約7割(R4:74.5%)を占めている

(令和5年3月31日現在)

		令和3年度	令和4年度	対前年度比
認定者数		3,865人	3,857人	▲8人
要保護※1	小学校	203人	194人	▲9人
	中学校	145人	144人	▲1人
準要保護※1	小学校	2,145人	2,168人	23人
	中学校	1,372人	1,351人	▲21人
認定率※2		9.67%	9.76%	0.09P

※1：要保護＝生活保護受給世帯

準要保護＝要保護に準ずる程度に困窮している世帯

※2：認定率＝全児童生徒に占める認定者の割合

2 支給状況

		令和3年度	令和4年度	対前年度比
支給人数※3		3,615人	3,675人	60人
小学校	小学校	2,198人	2,227人	29人
	中学校	1,417人	1,448人	31人
支給金額		364,615千円	379,306千円	+14,691千円
小学校	小学校	175,427千円	179,888千円	+4,461千円
	中学校	189,188千円	199,418千円	+10,230千円

※3：支給人数＝認定者のうち実際に就学援助を支給した人数

- ・ 支給人数の増加により支給額が増額
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により行先変更や実施期間の変更等をしていた修学旅行や校外活動を従来どおりに実施したことなどにより支給額が増額

3 令和4年度からの主な取組

小学生の支給費目のうち「新入学学用品費等」を増額

R3：51,060円 ⇒ R4：54,060円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

4 今年度の新たな取組

中学生の「新入学学用品費等」を増額

R4：60,000円 ⇒ R5：63,000円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

【参考1】主な認定基準（準要保護）

- ・ 世帯全員の所得（前年中）が基準以下（生活保護基準の1.3倍未満）
- ・ 生活保護の停止または廃止
- ・ 市民税が非課税または減免
- ・ 児童扶養手当を受給
- ・ 病気、災害などの事情により収入が著しく減少

【参考2】支給費目と内容

	要保護	準要保護	令和5年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学校給食費		○	実費		
学用品通学用品費		○	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
			2年～ 13,900円	2年～ 25,000円	
入学準備金		○	6年 63,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限ります。
新入学学用品費等		○	1年 54,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限ります。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年 11,000円	3年 8,800円	
オンライン学習通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		モバイルルータを貸し出します。
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限ります。「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

報告第35号

令和4年度児童虐待通告受付等の状況について

令和4年度児童虐待通告受付等の状況について、次のように報告する。

令和5年6月26日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和4年度 児童虐待通告受付等の状況について

1 年度別児童虐待通告受付件数（本市受付分）

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
件 数	279件	345件	233件	212件	289件
内 市に通告	105件	118件	155件	143件	192件
内 児相から送致	174件	227件	78件	69件	97件

2 虐待種別件数・割合

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	内 面前DV	ネグレクト
R 3	58件 (27%)	0件 (0%)	103件 (49%)	58件 (27%)	51件 (24%)
R 4	77件 (27%)	1件 (0%)	144件 (50%)	69件 (24%)	67件 (23%)

3 被虐待者年齢別件数・割合

年齢区分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・他
R 3	56件 (26%)	53件 (25%)	74件 (35%)	22件 (10%)	7件 (3%)
R 4	84件 (29%)	93件 (32%)	82件 (29%)	23件 (8%)	7件 (2%)

4 虐待者別件数・割合

虐待者区分	実母	実父	母親（実母除く）	父親（実父除く）	その他
R 3	122件 (58%)	71件 (33%)	0件 (0%)	12件 (6%)	7件 (3%)
R 4	181件 (63%)	93件 (32%)	0件 (0%)	8件 (3%)	7件 (2%)

5 通告者別件数・割合

通告者区分	近隣・知人	学校	幼稚園 保育園	病院	本人・親族	児童相談所	他市	その他
R 3	38件 (18%)	28件 (13%)	10件 (5%)	19件 (9%)	6件 (3%)	69件 (33%)	29件 (14%)	13件 (6%)
R 4	53件 (18%)	35件 (12%)	17件 (6%)	15件 (5%)	23件 (8%)	97件 (34%)	29件 (10%)	20件 (7%)

「その他」：児童福祉施設，児童委員，市関係課など

※ 「割合」については，少数第一位を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合がある。